

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 64 号

函館市立幼稚園の保育料及び入園料条例の全部改正について
函館市立幼稚園の保育料及び入園料条例の全部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立幼稚園保育料条例

函館市立幼稚園の保育料及び入園料条例（昭和 27 年函館市条例第 19 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、函館市立幼稚園（函館市学校設置条例（昭和 39 年函館市条例第 28 号）別表第 4 に規定する幼稚園をいう。以下「幼稚園」という。）の保育料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育料の徴収）

第 2 条 市長は、幼稚園において、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 27 条第 1 項に規定する支給認定教育・保育（支援法第 7 条第 2 項に規定する教育に限る。）

（以下「支給認定教育・保育」という。）、支援法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する特定教育・保育（支援法第 7 条第 2 項に規定する教育に限る。）（以下「特定教育・保育」という。）または支援法第 28 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育（以下「特別利用教育」という。）を行った支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子ども（以下「支給認定子ども」という。）の保護者から、別に定める日を納期限として、保育料を徴収する。

2 前項の保育料の額は、1 月につき、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 支給認定教育・保育 支援法附則第 9 条第 1 項第 1 号イの規定に

基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

(2) 特定教育・保育 支援法附則第9条第1項第2号イ（1）の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）

(3) 特別利用教育 支援法第28条第2項第3号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）

3 市長は、幼稚園において、幼児を一時的に預かる事業を行った場合は、当該幼児の保護者から、別に定める日を納期限として、保育料を徴収する。

4 前項の保育料の額は、1日につき400円（幼稚園の休業日にあつては、750円）とする。

（保育料の減免）

第3条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、保育料を減免することができる。

（保育料の日割計算）

第4条 月の途中で幼稚園に入園し、または幼稚園を退園した支給認定子どもに係る当該入園し、または退園した日の属する月の月額保育料（第2条第1項の保育料をいう。以下この条において同じ。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 月の途中で入園した場合 月額の保育料の額に中途入園日からの当該月の開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じた額を20日で除して得た額

(2) 月の途中で退園した場合 月額の保育料の額に中途退園日の前日までの当該月の開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じ

た額を20日で除して得た額

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において幼稚園に在園する幼児であつて、この条例の施行の日以後も引き続き同一の幼稚園に在園するものの支給認定教育・保育に係る保育料の額は、改正後の第2条第2項第1号の規定にかかわらず、支援法附則第9条第1項第1号に規定する施設型給付費の額に相当する額および同号イに規定する市町村が定める額を限度として市長が定める額（当該額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）の合計額とする。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育料の徴収に関し必要な事項を定めるため